



令和 4 年 1 月 吉日

経理・税務 ご担当者殿

拝啓 貴社益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。日頃よりシティバンク、エヌ・エイ東京支店に格別のご愛顧を賜り誠にありがとうございます。

さて、この度、弊社東京支店は、貴社から弊社東京支店への利子の支払いにつき源泉徴収を行う必要のないことを証する「外国法人に対する源泉徴収の免除証明書」の更新をしましたので、お知らせ致します。

本件につきご不明な点がございましたら、弊社税務部の代表番号 03（6776） 3215 までお問い合わせ下さい。

敬具

シティバンク、エヌ・エイ東京支店 税務部

（注）

外国銀行からの借入金（貿易金融を含むローン利息、当座借越の利息等を含む）に係る利子につきましては、所得税法第 212 条第 1 項の規定により、その利子の支払者が、その利子の支払いの際、20.42%の本邦所得税（復興所得税を含む）を源泉徴収することが原則とされています。しかしながら、添付の通り、弊社東京支店は、利子の受取に際して源泉徴収の適用が免除されることを証する「外国法人に対する源泉徴収の免除証明書」（以下、「本証明書」）の交付を麹町税務署より受けております。このため、貴社が弊社東京支店に借入金利子を支払う際に、源泉徴収をしていただく必要はございません。貴社が、将来の税務調査において本証明書の提示を求められることも十分に考えられますので、有効期限（令和 9 年 1 月 21 日）を経過した後も本証明書を大切に保管していただきますようお願い申し上げます。

① 外国法人の	本店又は主たる 事務所の所在地	アメリカ合衆国サウスダコタ州、スー・フォールズ、サウス・ コーポレート・プレイス5800
	名 称	シティバンク, エヌ・エイ
② 日本における法人税の納税地にある事務所等の	所 在 地	東京都千代田区大手町一丁目1番1号
	名 称	シティバンク, エヌ・エイ
③ 上記の者は、所得税法施行令第 304 条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から令和 9 年 1 月 21 日までの間に上記の者に支払う所得税法第 161 条第 1 項第 4 号（裏面 2 (5)を参照してください。）、第 5 号（裏面 2 (6)を参照してください。）、第 6 号、第 7 号、第 10 号、第 11 号、第 13 号又は第 14 号に掲げる国内源泉所得で上記の者の恒久的施設に帰せられるものについては、その支払者は所得税法第 212 条第 1 項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。 令和 4 年 1 月 21 日 財務事務官 薺 町 税務署長 青木 幸弘 		

注 意 事 項

1 この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。

- (1) この証明書は、所得税法第 180 条第 1 項に規定する対象国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。
- (2) 証明書の有効期間中に恒久的施設を有しないこととなった場合、又は所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。
この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。
- (3) 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。
- (4) この証明書を対象国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その対象国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。
- (5) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。

2 この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。

- (1) 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。
- (2) 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う対象国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。
- (3) この証明書は、次の場合に効力を失います。
 - ① 有効期限を経過したとき
 - ② この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき
- (4) この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。
- (5) 所得税法第 161 条第 1 項第 4 号に掲げる国内源泉所得にあつては、同号に規定する事業に係る恒久的施設以外の恒久的施設に帰せられるものに限りします。
- (6) 所得税法第 161 条第 1 項第 5 号に掲げる国内源泉所得については、所得税法第 13 条第 1 項ただし書に規定する信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に帰せられるものに限りします。